

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和2年度第2回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和2年7月8日(水) 午前11時から午前11時45分まで			
開催場所	墨田区役所13階 131会議室			
出席者数	15名 【委員】 安藤朝規 安藤玲子 たかはしのりこ 田中 哲 戸井田光弘 福田はるみ 松村雅生 森田典子 吉田大祐 (50音順・敬称略) 【担当課】 子育て支援課長 子育て支援課児童手当・医療助成係主任 【事務局】 総務部長 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題等	[諮問事項2件] 1 ひとり親世帯臨時特別給付金事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について 2 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業に係る個人情報の目的外利用について			
配付資料	【議題1】 資料1 ひとり親世帯臨時特別給付金事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について(概要) 資料2 運営審議会諮問事項調書(子育て支援課) (別紙) 目的外利用される個人情報記録の項目 (参考資料) 児童扶養手当法抜粋 【議題2】 資料3 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業に係る個人情報の目的外利用について(概要) 資料4 運営審議会諮問事項調書(子育て支援課)			
会議概要	【諮問事項1】ひとり親世帯臨時特別給付金事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について 子育て支援課長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。 (委員) 本人外収集及び外部提供について、今回は支給状況のみの確認なので、電話での聞き取り又は提供をすることであるが、電話で情報をやり取りすることについて間違いが生じないか。 (子育て支援課長) 対象者の誤りや個人情報の言い間違いがないよう、複数の職員で事前に確認する			

<p>会議概要</p>	<p>など事故防止のための対策を講じる。</p> <p>(委員)</p> <p>本人外収集及び外部提供については、本人外収集及び外部提供したことのみに通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあるとあるが、なぜ無用な混乱を生じさせるおそれがあるのか。</p> <p>(子育て支援課長)</p> <p>本人外収集及び外部提供については、対象者が転入又は転出者であるが、申請後に給付金の支給状況を他の自治体に確認したり、他の自治体に提供したりしたということのみに個別に通知すると、かえって不安を生じさせると考えている。</p> <p>(委員)</p> <p>墨田区から案内を送付するときに目的外利用については記載するが、本人外収集及び外部提供については、記載しないということか。何が通知されて何が通知されないのか。</p> <p>(子育て支援課児童手当・医療助成係主任)</p> <p>送付時点で墨田区に住所がある対象者には、墨田区から案内を送付するので、その際に目的外利用について本人通知することが可能である。本人外収集及び外部提供については転入者又は転出者が対象であり、申請があった方について、支給対象者への二重給付を防ぐため、他の自治体と墨田区との間で支給状況を確認するため行うものである。したがって、本人外収集や外部提供があった都度、通知する必要があるが、本人外収集や外部提供をしたことのみに墨田区から通知すると、何のことか分からず、無用に心配させるので、ホームページ等で周知したいと考えている。</p> <p>(委員)</p> <p>実施主体は都道府県等となっているが、国の事業なのか墨田区の事業なのか。</p> <p>(子育て支援課長)</p> <p>国の事業で、国庫負担で行うものである。他の自治体でも同じ事業が行われる。</p> <p>(会長)</p> <p>種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし。</p> <p>【諮問事項2】新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業に係る個人情報の目的外利用について</p> <p>子育て支援課長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。</p> <p>(委員)</p> <p>本人はカタログが送られてきた理由について、児童扶養手当の対象者であるから送られてきたということが分かるか。</p> <p>(子育て支援課長)</p> <p>東京都が用意するカタログに同封される書面に記載される予定である。</p> <p>実際に対象者が申込みをするときに使用するはがきにも、「ひとり親家庭支援カタログお申込みはがき」と表示されることとなっている。</p> <p>(委員)</p> <p>事実上、本人通知が行われると考えてよいか。</p>
-------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>(子育て支援課長) そのように考えている。カタログに同封される書面にも、「都内のひとり親家庭の皆さまへ」と記載される予定である。</p> <p>(委 員) 最近コロナの関係で身に覚えのないマスクの送り付け商法の相談も増えているので、突然カタログが送られてくると開封を躊躇する方もいるのではないかと。</p> <p>(子育て支援課長) 墨田区の広報やホームページで本事業について周知し、その際にはカタログの写真を掲載するなど、安心して受け取ってもらえるように工夫したいと考えている。東京都においてもプレスリリースをし、周知を図っている。</p> <p>(委 員) 対象のひとり親家庭の方には、事前に情報が伝わるようになっているのか。</p> <p>(子育て支援課長) 情報が伝わるよう墨田区においても周知には力を入れたい。</p> <p>(委 員) 東京都から封緘された状態でカタログが納品されるとあるが、封筒に墨田区の子育て支援課から発送したこと、問合せ先を明記してはどうか。</p> <p>(子育て支援課児童手当・医療助成係主任) 発送元は墨田区子育て支援課として表記させていただく。併せて問合せ先も記載する。</p> <p>(委 員) 個人情報の外部提供は、東京都や東京都の委託業者にも行うことはないのか。</p> <p>(子育て支援課長) 個人情報の外部提供は行わない。</p> <p>(委 員) 東京都の委託業者の問合せ窓口においても、氏名等の個人情報は収集せず、識別番号でやり取りすることになるのか。</p> <p>(子育て支援課長) 原則として、識別番号でやり取りを行う。</p> <p>(委 員) 本事業については、対象者を抽出するためのシステム改修は行わないのか。システムの保守業者に改修を委託することはないか。</p> <p>(子育て支援課長) システム改修は不要で、墨田区の保有している児童扶養手当の受給者台帳から対象者を抽出でき、それを基に宛名ラベルを作成する。</p> <p>(委 員) カタログに趣旨の記載はあるのか。</p> <p>(子育て支援課長) カタログに同封される書面に記載される予定である。</p> <p>(委 員) その書面にカタログについての問合せ先は案内されているのか。</p> <p>(子育て支援課長) 東京都の委託業者が設置するコールセンターを問合せ先窓口として案内している。</p>
----------------	--

<p>会 議 概 要</p>	<p>(委 員) 封筒が届いたことに疑問がある場合は墨田区に問い合わせることができ、カタログについて問合せがある場合は東京都に問合せができるということか。</p> <p>(子育て支援課長) 封筒の空欄箇所に差出人を墨田区として記載するので、封筒が届いたことに疑問がある場合は、墨田区に問い合わせることができる。また、カタログの内容等について分からないことがある場合は、東京都の委託業者が設置するコールセンターに問い合わせることができるようになっている。</p> <p>(委 員) ひとり親家庭ということは個人情報であると思うが、ひとり親家庭支援事業ということが封筒の表に記載されるようなことはないか。</p> <p>(子育て支援課長) 記載されていないことを確認する。</p> <p>(委 員) 実際にどのような封筒で東京都から納品されるかは未定とのことだが、実際に届いた封筒を見て、区民が不安に思うようなものであれば、区の封筒に変更して送付するなど配慮が必要である。</p> <p>(子育て支援課長) 届いた方が安心して受け取れるよう、納品される封筒については今一度確認したい。</p> <p>(会 長) 種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話０３－５６０８－６２４１）</p>